

「特定投資家制度」に関する「期限日」のお知らせ

当金庫は、金融商品取引法（信用金庫法、信託業法において準用する場合を含みます。以下同じ。）上の「特定投資家制度」における「期限日」を、毎年8月31日とさせていただきます。

1. 平成19年9月30日施行の金融商品取引法では、「特定投資家制度」が導入され、お客さまは「特定投資家」と「特定投資家以外のお客さま（「一般投資家」）」に区分され、「特定投資家」に対しては、「一般投資家」に適用される金融商品取引業者等の規制が一部適用対象外となります。
2. 「一般投資家」へ移行可能な「特定投資家」は、一定の手続きにより「一般投資家」へ移行できます。また、「特定投資家」へ移行可能な「一般投資家」も、一定の手続きにより「特定投資家」へ移行できます。
3. 移行の有効期限は最長でも1年以内と定められており、当金庫では、移行後最初に到来する8月31日（休日である場合を含みます。）を「特定投資家制度」における「期限日」とさせていただきます。
4. 「期限日」を過ぎますと移行前の投資家区分に戻りますので、継続をご希望の場合には、再度所定の手続きが必要となります。

※ご不明な点がございましたら、お取引店担当者までお問い合わせください。